

## 災害時における電気の保安に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会長野支店（以下「乙」という。）は、上田市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における災害応急対策業務のうち、電気の保安について次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安及び電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、甲の施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

### （災害応急対策業務）

第2条 乙は、甲の施設の電源復旧の支援を行う。

2 乙は、電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備並びに甲が乙以外の者と電気の保安に関する契約を締結している高圧設備及び特別高圧設備の電源復旧について、甲から要請があったときは、可能な限り支援を行う。

3 乙は、甲に対して、甲の施設での電気の安全使用に関して必要なアドバイスを行う。

4 甲及び乙は、災害復旧に当たって、相互に協力し、電源復旧に必要な情報を可能な限り提供するものとする。

### （相互の連絡）

第3条 甲及び乙は、この協定を遵守するために、災害応急対策業務の電気の保安に関する必要な事項について相互に連絡するものとする。

### （要請手続）

第4条 甲は、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所及び業務の内容を文書で指定し、要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害時の状況により文書による要請ができない場合は、口頭による要請ができるものとする。

### （費用負担）

第5条 乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は、無償とする。

### （損害補償）

第6条 乙は、甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務により、乙の従業者が死亡又は負傷等をしたときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し、補償を行うものとする。

( 第三者に対する損害賠償 )

第 7 条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務により、第三者に被害が生じた場合は、甲及び乙の双方が誠意を持って協議し、解決するものとする。

( 防災体制の連絡 )

第 8 条 乙は、乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を甲に提出し、以降書面に変更があった場合は、速やかに再提出するものとする。

( 防災訓練 )

第 9 条 乙は、甲が主催する防災訓練に参加するものとする。

( 協議 )

第 10 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

( 有効期間 )

第 11 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 24 年 12 月 18 日

長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号  
甲 上田市  
上記代表者 上田市長 母袋 創一 ㊞

長野県長野市桐原一丁目 5 番 8 号  
乙 一般財団法人 中部電気保安協会  
上記代表者 長野支店長 倉持 高久 ㊞